

(要綱第3条第2項関係)

沖縄県保護・援護課

令和8年4月1日

戦没者遺骨収集活動支援助成金の上限額等について

戦没者遺骨収集ボランティア補助金交付要綱第3条第2項に基づき、予算の範囲内で広く多くの補助事業者等を支援するため、補助金の交付上限額等を以下のとおり定める。

1 助成金の上限額

1 会計年度における1補助事業者等への補助金の交付は、50万円を上限とする。

2 助成金の交付回数

補助事業者等への助成金の交付回数は、1会計年度につき2回を上限とし、1回あたりの活動日数は10日を上限とする。ただし、個人が補助事業者等に参加し、又は単独で助成金の交付を受けた場合も、各交付回数を通算し2回を上限とする。

3 その他

年度末において予算の残額があり、遺骨収集活動を行う必要があると認められる場合は、知事は、上記「2」の規定に関わらず補助事業者等からの助成金交付申請に応じて助成金を交付することができる。